

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月27日

【四半期会計期間】 第45期第3四半期
(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 東邦グローバルアソシエイツ株式会社

【英訳名】 TOHO GLOBAL ASSOCIATES Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横田 満人

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目16番16号
虎ノ門1丁目MGビルディング

【電話番号】 03(5511)1700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 比嘉 努

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目16番16号
虎ノ門1丁目MGビルディング

【電話番号】 03(5511)1700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 比嘉 努

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | 第45期 第3四半期 連結累計期間 | 第45期 第3四半期 連結会計期間 | 第44期 |
|--------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日 | 自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日 | 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 |
| 売上高 (千円) | 723,583 | 269,766 | 827,263 |
| 経常損失 (千円) | 1,584,472 | 379,352 | 5,150,972 |
| 四半期(当期)純損失 (千円) | 1,869,597 | 521,856 | 5,150,720 |
| 純資産額 (千円) | | 484,356 | 759,031 |
| 総資産額 (千円) | | 1,041,170 | 1,414,039 |
| 1株当たり純資産額 (円) | | 5.71 | 11.66 |
| 1株当たり四半期(当期)純損失 (円) | 28.43 | 7.65 | 177.67 |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | | | |
| 自己資本比率 (%) | | 38.8 | 46.7 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | 1,290,278 | | 2,584,626 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | 9,446 | | 857,806 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | 1,225,202 | | 2,068,410 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円) | | 377,819 | 467,373 |
| 従業員数 (名) | | 51 | 57 |

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため、記載をしておりません。

2 【事業の内容】

第1四半期連結会計期間より当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、ロシア連邦における人工島建設事業を事業化しております。この結果、平成20年12月31日現在では、建設事業、不動産事業、投資事業、人工島建設事業、その他事業の5部門に係る事業を営んでおります。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

| | |
|---------|----|
| 従業員数(名) | 51 |
|---------|----|

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

| | |
|---------|----|
| 従業員数(名) | 18 |
|---------|----|

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 受注高(千円) |
|----------------|---------|
| 建設事業 | 163,111 |
| 不動産事業 | 95,185 |
| 投資事業 | 7,371 |
| 人工島建設事業 | - |
| その他事業 | - |
| 合計 | 265,669 |

(2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 販売高(千円) |
|----------------|---------|
| 建設事業 | 167,209 |
| 不動産事業 | 95,185 |
| 投資事業 | 7,371 |
| 人工島建設事業 | - |
| その他事業 | - |
| 合計 | 269,766 |

(注) 1 当社グループ(当社及び当社の関係会社)では生産実績を定義するのが困難であるため「生産の状況」を記載しておりません。

2 当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 当第3四半期連結会計期間 | |
|-----------|--------------|-------|
| | 販売高(千円) | 割合(%) |
| (株)ケーアイエヌ | 74,919 | 27.77 |

3 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安、原油をはじめとする原材料価格の高騰による個人消費の低迷や企業業績の悪化など景気は後退感を強め、先行き不透明な状況で推移しました。

当社の係る建設業界におきましても、公共事業の減少に加え、改正建築基準法の施行に伴う着工の遅れや景気の不透明感を背景に低価格での受注競争が激しさを増し、引続く建設資材の価格高騰などにより厳しい環境が続きました。

このような状況下において、当社グループでは、早期黒字化を目指した不採算事業の整理、固定費の圧縮と営業力強化を推し進め、ロシア連邦における人工島の建設事業に関しては、脆弱な財務状態から脱するまで、資金の必要となるプロジェクト推進業務は一旦延期し、早急な財務内容の健全化を図り、業績の回復を図ってまいります。

その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は、269,766千円、営業損失は324,349千円、経常損失は379,352千円、四半期純損失は521,856千円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各事業の成績を示すと、次のとおりであります。

建設事業

当事業におきましては、収益を生む企業組織へと変貌するため、コストの見直しを行い、また戸建て住宅事業からリフォーム及びメンテナンス事業へ営業比重を移行し、顧客のニーズの多様化に応じるため、商品のラインナップの見直しを行っております。また、給排水管工事におきましては、営業範囲の拡大を図っております。

これらの結果、当事業の売上高は167,209千円、営業損失は45,452千円となりました。

不動産事業

当事業におきましては、当第3四半期連結会計期間において保有していた販売用不動産の全てを売却いたしました。

これらの結果、当事業の売上高は95,185千円、営業損失は341千円となりました。

投資事業

当事業におきましては、回収可能性の判断基準を高く設定し、それらをクリアする新規投資案件のみ実施しました。

これらの結果、当事業の売上高は7,371千円、営業利益は49,356千円となりました。

人工島建設事業

当事業におきましては、ロシア連邦ソチ市人工島建設プロジェクトとして当社グループで推進してまいりましたが、当第3四半期連結会計期間においては、当事業の売上高はございません。また、営業損失は174,294千円となっております。

その他事業

当事業におきましては、当社グループの経営資源を主な事業である建設事業及び人工島建設事業へ集約すべく、不採算部門を整理しております。今後は、当社グループへの利益貢献への確実性を検討し、確実性が高いと判断できる事業のみを推進していく所存でございます。

これらの結果、当事業の売上高はございません。また、営業損失は469千円となっております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、第2四半期連結会計期間末に比べ445,820千円の減少となり、当第3四半期連結会計期間末には764,136千円となりました。この主な要因は、現金及び預金が174,690千円減少したこと、販売用不動産が95,000千円減少したこと、前渡金が78,609千円減少したこと、営業貸付金が210,000千円減少したことなどによるものであります。

固定資産は、第2四半期連結会計期間末に比べ129,282千円の増加となり、当第3四半期連結会計期間末には277,034千円となりました。この主な要因は、投資その他の資産のその他が136,824千円増加したことなどによるものであります。

(負債)

流動負債は、第2四半期連結会計期間末に比べ24,944千円の減少となり、当第3四半期連結会計期間末には339,820千円となりました。この主な要因は、未払金が23,512千円減少したことなどによるものであります。

固定負債は、第2四半期連結会計期間末に比べ130,263千円の増加となり、当第3四半期連結会計期間末には216,993千円となりました。この主な要因は、訴訟損失引当金が142,290千円増加したことなどによるものであります。

(純資産)

純資産は、第2四半期連結会計期間末に比べ421,857千円の減少となり、当第3四半期連結会計期間末には484,356千円となりました。この主な要因は、新株予約権の行使により資本金が50,405千円増加、資本剰余金が50,405千円増加、利益剰余金が521,856千円減少したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べて174,690千円減少し、当第3四半期連結会計期間末には377,819千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において営業活動の結果使用した資金は、220,123千円となりました。これは、主に税金等調整前四半期純損失が512,363千円増加したこと、貸倒引当金が38,067千円減少したこと、訴訟損失引当金が142,711千円増加したこと、株式交付費が53,937千円増加したこと、たな卸資産が65,137千円減少したこと、仕入債務が15,221千円増加したこと、貸付金の回収が210,000千円発生したこと、供託金の預け入れが43,110千円発生したことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において投資活動の結果得られた資金は、3,950千円となりました。これは、差入保証金の回収による収入が3,950千円発生したことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は、41,482千円となりました。これは、主に新株予約権の行使による株式の発行による収入が46,062千円発生したこと、長期借入金の返済による支出が4,579千円発生したことなどによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、継続的な赤字体質から早期に脱却するため、建設事業の再構築を推し進め、収益の生む組織への脱皮を図ってまいります。

建設事業

建設事業におきましては、戸建て住宅事業、リフォーム及びメンテナンス事業を主軸に事業活動を行ってまいりましたが、今日の金融不安や景気の後退感が強まっている中において、当社グループは、戸建て住宅事業よりも、リフォーム及びメンテナンス事業に注力し、給排水管工事事業につきましては、引き続き売上高の拡大に注力してまいります。

投資事業

当第3四半期連結会計期間において、重要な変更及び新たに生じた課題はございません。

不動産事業

不動産事業におきましては、すべての販売用不動産の売却が完了しましたので、景気の動向等を鑑みて、随時検討いたしますが、現在のところ、新たなプロジェクトは行わない予定でございます。

人工島建設事業

人工島建設事業におきましては、当期より、個別のセグメントといたしました。今後は、資金調達の結果を勘案して推進してまいります。

その他の事業

その他の事業におきましては、不採算事業からの撤退を行ったことや、当期より人工島建設事業を個別のセグメントとしたことにより、現在のところ新たなプロジェクトは行わない予定でございます。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 226,000,000 |
| 計 | 226,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成21年1月31日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------|
| 普通株式 | 70,786,887 | 70,786,887 | 大阪証券取引所 (市場第二部) | 単元株式数は10株であります。 |
| 計 | 70,786,887 | 70,786,887 | | |

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成16年6月21日定時株主総会決議

平成13年改正旧商法第280条ノ20条及び21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日) |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 120 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は10株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,200 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 2,450 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成18年7月1日 至 平成23年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,450 資本組入額 1,225 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。 その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と当社および子会社の対象取締役、監査役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | |

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 平成19年5月8日を効力発生日とする株式の併合に伴い、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額の調整をしております。

平成20年2月12日の取締役会決議

| 第9回乃至第13回新株予約権 | 第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日) |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の数 | 500 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は10株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 207,468,870(注)3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 24.1(注)4 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成20年2月27日 至平成23年2月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額 | 発行価額 24.1 資本組入額 13(注)7 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)8 |
| 本新株予約権の取得事由及び取得の条件 | (注)8 |

- (注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年2月12日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Top Gear Investment Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。
2. 新株予約権の発行価額は1個あたり81,100円であります。
3. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(以下に定義する。)で除して得られる最大単元数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大単元数とする(1単元未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大単元数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定める出資金額とする。なお、修正開始日(以下に定義する。)後の包括行使請求または個別行使請求に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は(以下「行使価額」という。)は、当初135円とする。ただし、下記5または下記6に従い、修正または調整される。
5. 行使価額の修正
- (1) 当社は、平成20年2月27日以降、平成23年12月27日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認め

た場合には、修正日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、修正開始日の6ヶ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヶ月毎の最終取引日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を

含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

- (3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

6. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

- (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会后2ヶ月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3)当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年2月27日 まで(当日を含む。)の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年2月27日 の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (4)本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。
- (5)本項第(1)号、第(2)号または第(3)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

9. 本第9回乃至第13回新株予約権は会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき、全て同一のものであるため合計数を記載しております。

| | |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 第14回新株予約権 | 第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日) |
| 新株予約権の数 | 90 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は10株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 28,125,000(注)3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 32.0(注)4 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成20年2月27日 至平成23年2月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額 | 発行価額 32.0 資本組入額 16(注)7 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |

| | |
|--------------------------|-------|
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 8 |
| 本新株予約権の取得事由及び取得の条件 | (注) 8 |

(注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年2月12日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Top Gear Investment Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 新株予約権の発行価額は1個あたり81,100円であります。
3. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(以下に定義する。)で除して得られる最大単元数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大単元数とする(1単元未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大単元数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定める出資金額とする。なお、修正開始日(以下に定義する。)後の包括行使請求または個別行使請求に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は(以下「行使価額」という。)は、当初135円とする。ただし、下記5または下記6に従い、修正または調整される。

5. 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成20年2月27日以降、平成23年12月27日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認め

た場合には、修正日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、修正開始日の6ヶ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヶ月毎の最終取引日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (3) 本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

6. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2ヶ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年2月27日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年2月27日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
- (5) 本項第(1)号、第(2)号または第(3)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

| 第15回新株予約権 | 第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日) |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の数 | 100 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は10株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 46,296,290(注)3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 21.6(注)4 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成20年2月27日 至平成23年2月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額 | 発行価額 21.6 資本組入額 11(注)7 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)8 |
| 本新株予約権の取得事由及び取得の条件 | (注)8 |

(注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年2月12日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Top Gear Investment Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 新株予約権の発行価額は1個あたり81,100円であります。
3. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、10,000,000円（以下「出資金額」という。）を行使価額（以下に定義する。）で除して得られる最大単元数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を行使価額で除して得られる最大単元数とする（1単元未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大単元数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定める出資金額とする。なお、修正開始日（以下に定義する。）後の包括行使請求または個別行使請求に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は（以下「行使価額」という。）は、当初135円とする。ただし、下記5または下記6に従い、修正または調整される。

5. 行使価額の修正

(1)当社は、平成20年2月27日以降、平成23年12月27日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認め

た場合には、修正日（行使価額修正の決定を行った日（以下「行使価額修正決議日」という。）の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。）以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする

- (2)行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日（当日を含む。）から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む、以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に、修正開始日の6ヶ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヶ月毎の最終取引日（以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

6. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

- (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2ヶ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3)当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年2月27日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年2月27日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (4)本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
- (5)本項第(1)号、第(2)号または第(3)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| 第16回乃至第18回新株予約権 | 第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日) |
| 新株予約権の数 | 300 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |

| | |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は10株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 22,222,220(注)3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 135.0(注)4 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成20年2月27日 至平成23年2月27日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額 | 発行価額 135.0 資本組入額 68(注)7 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)8 |
| 本新株予約権の取得事由及び取得の条件 | (注)8 |

(注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年2月12日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Top Gear Investment Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 新株予約権の発行価額は1個あたり81,100円であります。
3. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(以下に定義する。)で除して得られる最大単元数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大単元数とする(1単元未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大単元数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定める出資金額とする。なお、修正開始日(以下に定義する。)後の包括行使請求または個別行使請求に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は(以下「行使価額」という。)は、当初135円とする。ただし、下記5または下記6に従い、修正または調整される。

5. 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成20年2月27日以降、平成23年12月27日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認め

た場合には、修正日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、修正開始日の6ヶ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヶ月毎の最終取引日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (3) 本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新

株予約権者に通知する。

6. 行使価額の調整

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \\ & & \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}} \end{array}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会后2ヶ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年2月27日 まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年2月27日 の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。
 - (4) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
 - (5) 本項第(1)号、第(2)号または第(3)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。
9. 本第16回乃至第18回新株予約権は会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき、全て同一のものであるため合計数を記載しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-----------------------------|------------------------|-----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成20年10月1日から 平成20年12月31日 | 3,125 | 70,786 | 50,405 | 5,454,969 | 50,405 | 806,488 |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|-----------|---------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 330 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式67,661,230 | 6,766,123 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 327 | | 1単元(10株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 67,661,887 | | |
| 総株主の議決権 | | 6,766,123 | |

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が8,353,090株(議決権835,309個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-----------------------|-----------------------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| 東邦グローバルアソシ エイツ株式会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目 16番16号虎ノ門1丁目MG ビルディング | 330 | | 330 | 0.00 |
| 計 | | 330 | | 330 | 0.00 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|-------------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 237 | 238 | 176 | 139 | 97 | 164 | 154 | 98 | 56 |
| 最低(円) | 119 | 126 | 102 | 61 | 50 | 99 | 66 | 22 | 13 |

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

| 役名 | 職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|-----|----------|---------------------|-------------|
| 取締役 | 事業本部長 | 寺本 淳子 | 平成20年8月7日 |
| 取締役 | 事業管理本部担当 | 金子 隆之 | 平成20年11月4日 |
| 取締役 | | Valeriy P.KUZNETSOV | 平成20年12月18日 |
| 監査役 | | 山崎 公明 | 平成21年2月9日 |

(2) 役職の異動

| 新役名及び職名 | 旧職名及び職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|--------------|---------|-------|-----------|
| 取締役 事業管理本部担当 | 経営本部長 | 金子 隆之 | 平成20年8月7日 |

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、フロンティア監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|--------------------------------|------------------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 377,819 | 467,373 |
| 受取手形及び売掛金 | 30,085 | 125,313 |
| 完成工事未収入金 | 168,873 | 139,810 |
| 販売用不動産 | - | 308,650 |
| 未成工事支出金 | 109,235 | 116,619 |
| 短期貸付金 | - | 7,500 |
| 営業貸付金 | 90,000 | - |
| 未収消費税等 | 49,296 | - |
| その他 | 55,366 | 57,544 |
| 貸倒引当金 | 116,540 | 116,738 |
| 流動資産合計 | 764,136 | 1,106,072 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 25,746 | 5,381 |
| 機械及び装置(純額) | - | 3,327 |
| 車両運搬具(純額) | 346 | 970 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 5,189 | 7,731 |
| 有形固定資産 | 31,282 | 17,409 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 9,895 | 9,918 |
| のれん | - | 164,491 |
| その他 | - | 224 |
| 無形固定資産 | 9,895 | 174,635 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 4,149 | 4,149 |
| 破産更生債権等 | 1,850,114 | 2,278,119 |
| 差入保証金 | 78,597 | 87,970 |
| その他 | 153,108 | 25,913 |
| 貸倒引当金 | 1,850,114 | 2,280,231 |
| 投資その他の資産 | 235,856 | 115,922 |
| 固定資産合計 | 277,034 | 307,966 |
| 資産合計 | 1,041,170 | 1,414,039 |

(単位：千円)

| | 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|--------------------------------|------------------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形・工事未払金等 | 152,396 | 144,536 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 12,836 | 40,142 |
| 未払金 | 111,982 | 129,223 |
| 未払法人税等 | 3,088 | 14,685 |
| 未成工事受入金 | 38,087 | 87,661 |
| 完成工事補償引当金 | 1,000 | 1,000 |
| 賞与引当金 | 223 | 1,680 |
| ポイント引当金 | - | 14,623 |
| その他 | 20,206 | 44,215 |
| 流動負債合計 | 339,820 | 477,766 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 21,626 | 34,553 |
| 退職給付引当金 | 15,989 | 25,320 |
| 長期預り保証金 | 22,090 | 22,790 |
| 訴訟損失引当金 | 157,288 | 94,577 |
| 固定負債合計 | 216,993 | 177,241 |
| 負債合計 | 556,814 | 655,007 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 5,454,969 | 4,648,481 |
| 資本剰余金 | 806,488 | 2,072,843 |
| 利益剰余金 | 5,852,647 | 6,055,893 |
| 自己株式 | 4,742 | 4,741 |
| 株主資本合計 | 404,067 | 660,689 |
| 新株予約権 | 80,289 | 93,265 |
| 少数株主持分 | - | 5,076 |
| 純資産合計 | 484,356 | 759,031 |
| 負債純資産合計 | 1,041,170 | 1,414,039 |

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) |
|-----------------|----------------------------------------------|
| 売上高 | 723,583 |
| 売上原価 | 830,624 |
| 売上総損失() | 107,041 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,134,847 |
| 営業損失() | 1,241,888 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 931 |
| その他 | 5,910 |
| 営業外収益合計 | 6,841 |
| 営業外費用 | |
| 株式交付費 | 334,563 |
| 持分法による投資損失 | 12,036 |
| その他 | 2,825 |
| 営業外費用合計 | 349,425 |
| 経常損失() | 1,584,472 |
| 特別利益 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 102,048 |
| 訴訟損失引当金戻入額 | 54,745 |
| 関係会社株式交換益 | 20,860 |
| 過年度損益修正益 | 20,583 |
| その他 | 3,247 |
| 特別利益合計 | 201,486 |
| 特別損失 | |
| 投資有価証券売却損 | 137,247 |
| 訴訟損失引当金繰入額 | 142,711 |
| 特許権評価損 | 171,428 |
| その他 | 32,069 |
| 特別損失合計 | 483,456 |
| 税金等調整前四半期純損失() | 1,866,442 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,154 |
| 法人税等合計 | 3,154 |
| 四半期純損失() | 1,869,597 |

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

| | 当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 売上高 | 269,766 |
| 売上原価 | 188,174 |
| 売上総利益 | 81,592 |
| 販売費及び一般管理費 | 405,941 |
| 営業損失() | 324,349 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 109 |
| その他 | 194 |
| 営業外収益合計 | 304 |
| 営業外費用 | |
| 株式交付費 | 53,937 |
| その他 | 1,370 |
| 営業外費用合計 | 55,307 |
| 経常損失() | 379,352 |
| 特別利益 | |
| 退職給付引当金戻入額 | 2,257 |
| その他 | 47 |
| 特別利益合計 | 2,305 |
| 特別損失 | |
| 訴訟損失引当金繰入額 | 142,290 |
| 損害賠償金 | 2,026 |
| 特別損失合計 | 144,316 |
| 税金等調整前四半期純損失() | 521,363 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 492 |
| 法人税等合計 | 492 |
| 四半期純損失() | 521,856 |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

| | |
|-------------------------|------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純損失() | 1,866,442 |
| 減価償却費 | 10,618 |
| 株式交付費 | 334,563 |
| 長期前払費用償却額 | 1,019 |
| のれん償却額 | 25,494 |
| 特許権評価損 | 171,428 |
| 持分法による投資損益(は益) | 12,036 |
| 過年度損益修正益 | 20,583 |
| 過年度損益修正損 | 745 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 430,314 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 9,331 |
| 訴訟損失引当金の増減額(は減少) | 62,711 |
| 投資有価証券売却損益(は益) | 137,247 |
| 関係会社株式交換損益(は益) | 20,860 |
| 受取利息及び受取配当金 | 931 |
| 支払利息 | 1,818 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 33,834 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 316,034 |
| 破産更生債権等の増減額(は増加) | 264,076 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 7,944 |
| 未成工事受入金の増減額(は減少) | 41,145 |
| 貸付けによる支出 | 400,000 |
| 貸付金の回収による収入 | 410,000 |
| その他 | 175,270 |
| 小計 | 1,242,976 |
| 利息及び配当金の受取額 | 931 |
| 利息の支払額 | 1,818 |
| 供託金の支払額 | 43,110 |
| 法人税等の支払額 | 3,305 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,290,278 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 31,568 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 12,749 |
| 差入保証金の回収による収入 | 9,372 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 9,446 |

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入金の返済による支出 | 40,233 |
| 新株予約権の行使による株式の発行による収入 | 1,265,436 |
| 自己株式の取得による支出 | 0 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,225,202 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 74,521 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 467,373 |
| 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 15,031 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 377,819 |

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においても1,241,888千円の営業損失を計上するとともに営業キャッシュ・フローについても継続してマイナスの状況が続いております。また、資金繰りについては新株予約権の行使による資金調達に依存しておりますが、株価の下落等の要因により行使の可能性については不透明であることから、新たな資金調達が困難な状況になっております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当該状況を解消すべく、当社グループは現在、早期黒字化のための経営改革を行っており、不採算事業の整理はほぼ完了し、固定費の圧縮も進んでおります。営業力強化につきましては、グループ会社間での人員配置を含めて推し進めており、今年度中に人員の配置は完了し、来年度より新たな営業体制を行う予定となっております。なお、ロシア連邦における人工島の建設事業に関しては、脆弱な財務状態から脱するまで、資金の必要となるプロジェクト推進業務は一旦延期し、早急な財務内容の健全化を図り、業績の回復を図ってまいります。

財務政策につきましては、第7回新株予約権の行使に伴い、平成20年4月25日に100,000千円、平成20年5月13日に100,000千円、平成20年5月14日に100,000千円、平成20年5月15日に200,000千円、第8回新株予約権の行使に伴い、平成20年5月15日に600,000千円、平成20年5月19日に100,000千円、平成20年5月21日に100,000千円、平成20年5月23日に100,000千円、平成20年9月25日に100,000千円、第14回新株予約権の行使に伴い、平成20年12月15日に30,000千円、平成20年12月16日に70,000千円の合計1,600,000千円の資金調達をしており、発行済みであります新株予約権の行使による資金調達の実行に向けて、引き続き交渉してまいります。

四半期連結財務諸表は、今後注力していくリフォーム・メンテナンス事業及び給排水管工事事業が軌道に乗り、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) | |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>連結の範囲の変更</p> <p>連結子会社数 7社</p> <p>前連結会計年度において連結子会社でありましたモバイルジャッジ㈱は、実質支配基準に該当しなくなったため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>なお、第1四半期連結会計期間より、千年の杜住宅㈱は㈱TGAハウジングに、千年の杜サービス㈱は㈱TGAハウジングサービスに社名変更しております。</p> |
| 2 | <p>持分法適用の範囲の変更</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数・・・該当はありません。</p> <p>なお、第1四半期連結会計期間において持分法適用の範囲に含めていたモバイルジャッジ㈱は、第2四半期連結会計期間において株式の交換により株式の保有が無くなったため、第2四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。</p> |
| 3 | <p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。これに伴う損益への影響は軽微であります。</p> |

【簡便な会計処理】

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) | |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>一般債権の貸倒見積高の算定方法</p> <p>当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p> |

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日) | |
|------------------------------------------------|-------------|
| | 該当事項はありません。 |

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

1 前連結会計年度まで売上原価に計上しておりました株式交付費(当第3四半期連結累計期間計上額334,563千円)は、当四半期連結累計期間における投資事業の縮小を考慮して、第1四半期連結会計期間より営業外費用に計上しております。この結果、従来の方法に比較して、売上総利益が334,563千円増加し、営業損失が334,563千円減少しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 有形固定資産の減価償却累計額 32,987千円</p> <p>2 投資その他の資産における「その他」のうち41,610千円は、債権者からの平成20年10月20日付債権差押及び転付命令の強制執行停止の保証のため、東京法務局に供託をした供託金であります。</p> <p>投資その他の資産における「その他」のうち1,500千円は、債権者からの平成20年11月11日付債権仮差押命令申立事件について、仮差押開放金のため東京法務局に供託をした供託金であります。</p> <p>投資その他の資産における「その他」のうち94,427千円は、債権者からの平成20年12月17日付及び平成20年12月24日付債権差押及び転付命令により強制執行された銀行預金であります。</p> <p>3 偶発債務 (1) 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p><u>(株)サニーダテクノ</u> 24,350千円</p> <p>計 24,350千円</p> <p>4 割引手形高</p> | <p>1 有形固定資産の減価償却累計額 26,704千円</p> <p>2</p> <p>3 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p><u>(株)サニーダテクノ</u> 33,750千円</p> <p>計 33,750千円</p> <p>4 割引手形高 受取手形割引高 8,646千円</p> |

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

| 当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) | |
|----------------------------------------------|----------|
| 販売管理費及び一般管理費のうち主要な費目及び金は次のとおりであります。 | |
| 役員報酬 | 58,738千円 |
| 給料手当 | 176,493 |
| 旅費交通費 | 91,802 |
| 地代家賃 | 95,949 |
| 出展費用 | 59,165 |
| 業務委託費 | 442,002 |

第3四半期連結会計期間

| 当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) | |
|-----------------------------------------------|----------|
| 販売管理費及び一般管理費のうち主要な費目及び金は次のとおりであります。 | |
| 役員報酬 | 18,744千円 |
| 給料手当 | 60,897 |
| 旅費交通費 | 17,329 |
| 地代家賃 | 30,748 |
| 出展費用 | 8,883 |
| 業務委託費 | 226,709 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) | |
|----------------------------------------------|-----------------------------|
| 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結対照表に掲記されている科目の金額との関係 | |
| 現金及び預金勘定 | 377,819 千円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | <u> </u> |
| 現金及び現金同等物 | 377,819 |

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第3四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 70,786,887 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第3四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 333 |

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる 株式の種類 | 目的となる株式の数(千株) | | | | 当第3四半 期連結会計 期間末残高 (千円) |
|-----|-----------------------------|----------------|---------------|---------|--------|-----------------------|---------------------------------|
| | | | 前連結 会計年度末 | 増加 | 減少 | 当第3四半 期連結 会計期間末 | |
| | 第7回新株予約権 | 普通株式 | 3,703 | | 3,703 | | |
| | 第8回新株予約権 | 普通株式 | 7,407 | | 7,407 | | |
| | 第9回新株予約権 | 普通株式 | 7,407 | 34,086 | | 41,493 | 8,110 |
| | 第10回新株予約権 | 普通株式 | 7,407 | 34,086 | | 41,493 | 8,110 |
| | 第11回新株予約権 | 普通株式 | 7,407 | 34,086 | | 41,493 | 8,110 |
| | 第12回新株予約権 | 普通株式 | 7,407 | 34,086 | | 41,493 | 8,110 |
| | 第13回新株予約権 | 普通株式 | 7,407 | 34,086 | | 41,493 | 8,110 |
| | 第14回新株予約権 | 普通株式 | 7,407 | 23,842 | 3,125 | 28,125 | 7,299 |
| | 第15回新株予約権 | 普通株式 | 7,407 | 38,888 | | 46,296 | 8,110 |
| | 第16回新株予約権 | 普通株式 | 7,407 | | | 7,407 | 8,110 |
| | 第17回新株予約権 | 普通株式 | 7,407 | | | 7,407 | 8,110 |
| | 第18回新株予約権 | 普通株式 | 7,407 | | | 7,407 | 8,110 |
| | ストック・オプション としての新株予約 権 | 普通株式 | 1 | | | 1 | |
| 子会社 | | | | | | | |
| | 合計 | | 85,186 | 233,163 | 14,236 | 304,113 | 80,289 |

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第7回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

第8回新株予約権の減少は、新株予約権の行使ならびに行使価額の修正に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。

第9回乃至第13回新株予約権の増加は、行使価額の修正に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。

第14回新株予約権の増加は、行使価額の修正に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。

第14回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

第15回新株予約権の増加は、行使価額の修正に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、第7回新株予約権の行使に伴い、平成20年4月25日に100,000千円、平成20年5月13日に100,000千円、平成20年5月14日に100,000千円、平成20年5月15日に200,000千円、第8回新株予約権の行使に伴い、平成20年5月15日に600,000千円、平成20年5月19日に100,000千円、平成20年5月21日に100,000千円、平成20年5月23日に100,000千円、平成20年9月25日に100,000千円、第14回新株予約権の行使に伴い、平成20年12月15日に30,000千円、平成20年12月16日に70,000千円の合計1,600,000千円の資金調達を行いました。この結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ806,488千円増加し、資本金が5,454,969千円、資本準備金が806,488千円となっております。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約金額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

第3四半期連結会計期間におけるストック・オプションにつきましては、四半期連結財務諸表への影響が軽微であるため記載を省略いたします。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

| | 建設 事業 (千円) | 不動産 事業 (千円) | 投資 事業 (千円) | 人工島建設 事業 (千円) | その他 の事業 (千円) | 計 (千円) | 消去 又は全社 (千円) | 連結 (千円) |
|-----------------------------------|------------------|-------------------|------------------|---------------------|--------------------|-----------|--------------------|------------|
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1)外部顧客 に対する 売上高 | 167,209 | 95,185 | 7,371 | | | 269,766 | | 269,766 |
| (2) セグメント 間の内部 売上高 又は振替高 | | | | | | | | |
| 計 | 167,209 | 95,185 | 7,371 | | | 269,766 | | 269,766 |
| 営業利益 (又は営業損失) | 45,452 | 341 | 49,356 | 174,294 | 469 | 171,201 | 153,147 | 324,349 |

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

| | 建設 事業 (千円) | 不動産 事業 (千円) | 投資 事業 (千円) | 人工島建設 事業 (千円) | その他 の事業 (千円) | 計 (千円) | 消去 又は全社 (千円) | 連結 (千円) |
|-----------------------------------|------------------|-------------------|------------------|---------------------|--------------------|-----------|--------------------|------------|
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1)外部顧客 に対する 売上高 | 615,362 | 95,935 | 12,284 | | | 723,583 | | 723,583 |
| (2) セグメント 間の内部 売上高 又は振替高 | | | | | | | | |
| 計 | 615,362 | 95,935 | 12,284 | | | 723,583 | | 723,583 |
| 営業利益 (又は営業損失) | 173,514 | 215,327 | 4,225 | 390,243 | 5,140 | 780,000 | 461,888 | 1,241,888 |

(注) 1. 事業の区分の方法

事業は、各事業内容の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な事業内容

| 事業区分 | 事業内容 |
|---------|------------------------|
| 建設事業 | 建築工事および土木工事の請負、給排水管工事 |
| 不動産事業 | 不動産特定共同事業、不動産の賃貸、管理、売買 |
| 投資事業 | 投資事業、有価証券の売買 |
| 人工島建設事業 | ロシア連邦における人工島建設プロジェクト |
| その他の事業 | 在宅介護サービス |

なお、第1四半期連結会計期間より人工島建設事業を開始したことに伴い、事業の種類別セグメントに人工島建設事業を追加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に海外売上高がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|--------------------------------|--------------------------|
| 5.71円 | 11.66円 |

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

| 当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) | |
|---------------------------------------------------------------------|--------|
| 1株当たり四半期純損失 | 28.43円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。 | |

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) |
|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円) | 1,869,597 |
| 普通株式に係る四半期純損失(千円) | 1,869,597 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 65,753,812 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要 | |

第3四半期連結会計期間

| | |
|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) | |
| 1株当たり四半期純損失 | 7.65円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。 | |

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円) | 521,856 |
| 普通株式に係る四半期純損失(千円) | 521,856 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 68,215,222 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要 | |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

重要な訴訟事件等

当社は、平成20年12月17日及び平成20年12月24日付において債権者の金銭消費貸借契約に基づく申立てにより東京地方裁判所民事第21部から債権差押及び転付命令の強制執行を受けております。

本件強制執行に至った経緯は、当社と債権者間に請求趣旨記載の公正証書が存在し、平成17年12月22日付金銭消費貸借契約及び同年12月30日付金銭消費貸借契約に基づき、当社が債権者に対し元金1億円の債務を負担していること、当社が当該債務を履行しないときには直ちに強制執行に服することを認諾する旨の記載があります。然しながら、当社は本件公正証書を所持しておらず、本件公正証書作成の理由とされている本件金銭消費貸借契約の証書も所持しておりません。

当社といたしましては平成20年10月29日付適時開示にてご説明のとおり、本件金銭消費貸借契約は成立しておらず本件公正証書には効力がないと判断し、本件の理由となる債権は存在しておらず強制執行の理由が存在しないことから、今後、請求異議訴訟において当社の正当性を主張してまいります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月26日

東邦グローバルアソシエイツ株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

代表社員 業務執行役員 公認会計士 藤井 幸雄 印

代表社員 業務執行社員 公認会計士 遠田 晴夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東邦グローバルアソシエイツ株式会社の平成20年4月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は新たな資金調達の実施が困難な状況となっている。そのため今後一年間の運転資金を確保できない状況であるが、会社から当該状況を解消又は大幅に改善するための合理的な経営計画が提示されていない。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている上記の四半期連結財務諸表に対する結論を表明するための手続が実施できなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、東邦グローバルアソシエイツ株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。